

# 品川区部長賞実施要綱

(制定 平成15年6月27日 要綱第64号)

(改正 平成19年11月26日 要綱第136号)

(改正 平成21年 3月27日 要綱第 87号)

(改正 平成27年 2月16日 要綱第 8号)

## (目的)

**第1条** この要綱は、各部において、管理職を除く職員が他の模範となる功績を残したとき、その功労に対する褒賞を行うことにより、職員のモラル・アップを図るとともにその資質を向上させ、もって部の活力を増進させることを目的とする。

## (授賞)

**第2条** 各部長（会計管理者を含み、品川区保健所にあつては健康推進部長とし、品川区清掃事務所にあつては都市環境部長とする。以下同じ。）は、次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する者に対し、部長賞として賞状および記念品を贈呈する。

- (1) 困難な課題に取り組み、成果を上げた者
- (2) 優れた企画を立案、計画し、目標を達成した者
- (3) 部下、同僚または後輩から高い信頼を受け、優れた指導力を発揮した者
- (4) その他、部長が褒賞を行うに相応しいと認める業績を残した者

2 前項の規定にかかわらず、全体の奉仕者として相応しくない非行を行った者その他褒賞するに不相当と認められる者に対しては、褒賞を行わない。

## (受賞者の選考)

**第3条** 部長賞の受賞者は、各部長が選考し、決定する。

2 前項に規定する受賞者の選考方法は、総務部長が別に定める。

## (委任)

**第4条** この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

## 付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

**付 則**（平成19年11月26日 第2条改正）

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

**付 則**（平成21年3月27日 第2条改正）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

**付 則**（平成27年2月16日 第1条、第2条、第3条改正）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。